

○厚生労働省令第四十五号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第七条第三号、第十一条第三項、第十二条第二項、第十四条第一項、第十四条の二第一項、第二十条第一項及び第四十四条の規定に基づき、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「請負金額」の下に「消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を除く。第十三条、第三十五条第一項第二号及び別表第二において同じ。」を加え、「一億九千万円」を「一億八千万円」に改める。

第十三条第二項第一号中「相当する額」及び「の額」の下に「消費税等相当額を除く。」を加え、同項第二号中「相当する額」及び「その請負代金の額」の下に「消費税等相当額を除く。」を加える。

第十六条第一項中「千分の五十」を「千分の四十九」に改める。

第十七条の二の表第四項中「別表第一の二第七号7」を「別表第一の二第七号8」に改める。

第二十三条の三「千分の四」を「千分の三」に改める。

第三十五条第一項第二号中「一億二千万円」を「一億一千万円」に改める。

第三十八条第二項第一号中「第七十五条第二項」を「第七十八条第二項」に改める。

附則第一条の二を削り、附則第一条の三を附則第一条の二とし、附則第一条の四を附則第一条の三とする。

1000分の20	1000分の19
1000分の40	1000分の38
1000分の88	1000分の88
1000分の19	1000分の20
1000分の5.5	1000分の3
1000分の58	1000分の52

別表第1号	1000分の25	を	1000分の26	に	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。） たばこ等製造業
	1000分の89		1000分の79		
	1000分の16		1000分の11		
	1000分の10		1000分の9		
	1000分の17		1000分の9.5		
	1000分の13		1000分の11		
	1000分の15		1000分の15		
	1000分の7.5		1000分の6.5		
	1000分の19		1000分の17		

1000分の6	を	食料品製造業	1000分の6	に
1000分の6				

1000分の4	1000分の4.5
1000分の13	1000分の14
1000分の7.5	1000分の7
1000分の3.5	1000分の3.5
1000分の5	1000分の4.5
1000分の7.5	1000分の5.5
1000分の13	1000分の13
1000分の19	1000分の19
1000分の26	1000分の26
1000分の6.5	1000分の7
1000分の7	1000分の6.5
1000分の7	1000分の5.5
1000分の17	1000分の18
1000分の10	1000分の10
1000分の6.5	1000分の6.5
1000分の7	1000分の7
1000分の5.5	1000分の5.5
1000分の3	1000分の3

を

に定める。

1000分の4.5	1000分の4
1000分の23	1000分の23
1000分の2.5	1000分の2.5
1000分の4	1000分の3.5
1000分の7	1000分の6.5
1000分の4.5	1000分の4.5
1000分の9	1000分の9
1000分の11	1000分の9
1000分の16	1000分の13
1000分の3	1000分の3
1000分の12	1000分の13
1000分の13	1000分の12
1000分の5.5	1000分の5.5
1000分の6.5	1000分の7

別表第1号 「水力発電施設、ずい道等新設事業」 18% を 「水力発電施設、

ずい道等新設事業	19%	に	を	23%	25%
				21%	23%
				22%	23%
				38%	40%
				21%	22%
				23%	24%

に

1000分の13
1000分の50
1000分の4
1000分の4
1000分の15
1000分の8

別表第五中「1000分の14」を「1000分の13」に、「1000分の45」を「1000分の46」に、

1000分の16
1000分の3
1000分の18
1000分の4
1000分の9
1000分の5
1000分の7

を
に改める。

1000分の14
1000分の49
1000分の3
1000分の3
1000分の3
1000分の16
1000分の7
1000分の17
1000分の4
1000分の18
1000分の3
1000分の9
1000分の4
1000分の6

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この省令による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十六条第一項及び別表第一に規定する労災保険率は、平成二十七年四月一日以後に使用する全ての労働者に係る賃金総額に乘すべき一般保険料率（次項に規定する特定有期事業についての一般保険料率を除く。以下この項において同じ。）の基礎となる労災保険率及び同日以後の期間に係る労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第二十一条第一項に規定する額の総額に乘すべき第一種特別加入保険料率（次項に規定する特定有期事業についての第一種特別加入保険料率を除く。以下この項において同じ。）の基礎となる労災保険率について適用し、同日以前の期間に係る規則第二十一条第一項に規定する額の総額に乘すべき第一種特別加入保険料率の基礎となる労災保険率については、なお従前の例による。

- 3 平成二十七年四月一日前に労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に係る保険関係が成立している事業であつて事業の期間が予定されているもの（以下「特定有期事業」という。）に係る労災保険率（第一種特別加入保険料率の基礎となる場合を含む。）については、新規則第十六条第一項及び別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 特定有期事業についての規則第十三条第一項に規定する請負金額に乘すべき率は、新規則別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 請負による建設の事業（規則第十二条に定める賃金総額を正確に算定することが困難なものに限る。）（次項において「特定請負建設事業」という。）であつて、平成二十七年四月一日前に労災保険に係る保険関係が成立し、平成二十七年四月一日において現に労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）第七条の規定により一の事業とみなされているものについては平成二十六年年度の一般保険料に係る確定保険料の額の算定に際し用いる賃金総額の算定については、なお従前の例による。
- 6 特定請負建設事業であつて、徴収法第七条の規定により一の事業とみなされるもの以外のもので、平成二十七年四月一日前に労災保険に係る保険関係が成立したものであるものについては、一般保険料に係る確定保険料の額の算定に際し用いる賃金総額の算定については、なお従前の例による。
- 7 新規則別表第五の規定による第二種特別加入保険料率は、平成二十七年四月一日以後の期間に係る規則第二十二條に規定する額の総額に乘すべき第二種特別加入保険料率として適用し、同日以前の期間に係る同条に規定する額の総額に乘すべき第二種特別加入保険料率については、なお従前の例による。
- 8 新規則第二十三條の三の規定による第三種特別加入保険料率は、平成二十七年四月一日以後の期間に係る規則第二十三條の二に規定する額の総額に乘すべき第三種特別加入保険料率として適用し、同日以前の期間に係る同条に規定する額の総額に乘すべき第三種特別加入保険料率については、なお従前の例による。
- 9 特定有期事業に関する徴収法第七条第三号の事業の規模については、新規則第六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 10 新規則第三十五條第一項の規定は、平成二十七年四月一日以後に労災保険に係る保険関係が成立した事業であつて事業の期間が予定されるものについて適用し、特定有期事業については、なお従前の例による。